

第10 届出等

1 防火対象物の使用開始届の届出

江南市火災予防条例第43条に定める、防火対象物使用開始の届出の対象は以下のものとする。

- (1) 特定防火対象物
- (2) 非特定防火対象物で、延床面積150㎡以上のもの
- (3) その他、必要と認めるもの

2 工事着手の届出

令第7条で定める消防用設備等の種類のうち、令第36条の2、江南市火災予防条例第43条の2で定めるもの以外で、工事に着手しようとする日の10日前までに消防長に届け出ることを指導するのは以下のものとする。

- (1) 避難器具（滑り台・避難はしご・すべり棒・避難橋・避難用タラップ）
- (2) 漏電火災警報器
- (3) 消防用水
- (4) 排煙設備
- (5) 連結散水設備
- (6) 連結送水管
- (7) 非常コンセント設備
- (8) 無線通信補助設備
- (9) その他、必要と認めるもの

3 軽微な工事の範囲（着工届を要しない消防用設備等）

令第7条で定める消防用設備等の種類のうち、「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（平成9年12月5日付け消防予第192号、改正令和6年3月1日付け消防予第109号）に掲げるもの以外で、軽微な工事に該当するものは表1のとおりとする。

4 防火対象物台帳作成の対象

- (1) 延床面積150㎡以上のもの
- (2) 延床面積150㎡未満で、防火管理の対象となっているもの
- (3) 延床面積150㎡未満で、自動火災報知設備が義務設置となるもの
- (4) 延床面積150㎡未満で、自動火災報知設備を任意設置したもの
- (5) 延床面積150㎡未満の令別表第1(6)項イからハ
- (6) その他、必要と認めるもの

表 1

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
漏電火災警報器	音響装置	僅かな位置の変更	すべて (漏電受信機を除く)
非常警報設備 (非常ベル)	発信機、ベル、表示灯 →既設と同種類のもの →同一警戒区域内に限る	発信機、ベル、表示灯 →同一警戒区域内に限る	すべて
非常警報設備 (放送設備)	スピーカー →5個以下(増幅器の取替えを要しないもの)	スピーカー (同一警戒区域で音量に支障のない範囲)	すべて (放送設備本体(電源部、操作部、増幅器)を除く)
誘導灯	すべて (同一室内に限る)	僅かな位置変更	すべて (同一種類に限る)